

## 平成17年度知床国立公園知床半島先端部地区作業部会(第1回)

### 議事概要

平成17年7月4日 13:30～15:00  
釧路地方合同庁舎5階 第一会議室

#### 1. あいさつ 環境省東北北海道地区自然保護事務所長

#### 2. 議事

##### (1)「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」の具体化の検討について

「平成17年度知床国立公園利用適正化検討調査の概要」及び資料1～3について事務局説明

##### (2) 知床半島先端部地区「利用の心得(案)」について

###### 事務局資料説明

###### 知床財団資料説明

これまでも検討会議、作業部会で利用状況について知らせてきたが、今回、山と溪谷社の資料を配布した。知床岬の羅臼側を歩いて岬に行くツアーで海岸線の野営可能地をレポートしたもの。知床岬へのトレッキングで多いのは個人、単独、数人のグループが多い。一部、ツアーのようなものもあるが、定期的な実施や規模の大きいものはなく、年1～2回実施する会社が多い。シーカヤックも定期的な大人数の有料ツアーはほとんどなく、1社のみ。それは5～9月に年5～6回、1回あたり10～20人。それ以外に定期的に行われているものはウトロの国立公園の境界から岩尾別へ日帰り数時間のツアー。これも1社が年5～6回。それ以外は宿泊を伴うものは単発ではあるかもしれないが、多くはない。個人で回る人は年間おそらく20パーティー前後ではないか。

###### 羅臼町説明

羅臼町が実施している事業及び関連している事業を紹介する。利用適正化検討会議での位置付けについて話し合ってもらいたい。1つはクリーンボランティアツアー、1998年から羅臼町主催で実施。今年から知床岬クリーンボランティア事業ということで羅臼町とNPO法人との共催で年間7回実施する予定。もう1つはふるさと少年探検隊、教育委員会が主催して1981年から夏に1回、昨年まで22回実施。今年も7月29日から実施する予定。先端部地区作業部会の中で、位置付けについて検討してもらいたい。

#### 【質疑応答】

- (小林委員) 今年度の調査は動力船から、利用動向調査までであるが、個別に行うのではなく、総合的に検討してほしい。
- (座長) という意見なのでよろしく。次に利用心得案について。
- (森林管理局) P18で書かれている河口部サケ・マス釣り利用は、IUCNの指摘に関わる点。これについてこの検討会議の中で論議するかどうか整理するべき。
- (事務局) この検討会議は、地元の関係者がたくさん参加しており、地元と直結することを

様々に議論していただく場。IUCN から指摘に対しては、遺産地域の管理という観点から遊漁についても議論しなくてはならない。これについては科学委員会の枠組みの中で議論しつつ、地域関係者が集まったこの適正化検討会議とすり合わせることをしていきたい。どちらかでしか検討しないのではなく、現場でどうあるべきかという観点、学者の観点からご意見をいただき最終的にそれらを調整していく。

(座長) 私もそれでいいと思う。

(小林委員) P11下から5行目で、シーカヤック利用が抜けている。全体的に野営地の指定や野営地のルールがあり、徒歩利用は現状程度以下に抑えて、と書いてあるのにシーカヤックについては書かれていない。シーカヤックを現状程度以下と入れなくていいのか。

(事務局) P7の2)でカヤック利用についての記述がある。現状は少数だが悪影響が生じないようにルールに基づくと基本計画に記述されている。どの程度にしたらいいのかというのは今後の検討課題だが、記述を入れた方が良いのであれば記入する。

(座長) 私もそう思う。計画に書いてあるのは分かるが、利用の心得のほうがより一般的に使われるわけだから、P11にも書いておいたほうが良い。

(小林委員) 先端部は、まず野営を伴う。これまでも議論してきたが、海上からのアクセスが無制限と読み取ることができる。徒歩利用を考えてきたのだから、カヤックも考えたほうが良い。

(知床財団) どの利用のあり方も現状以下、というふうに調整しているのでシーカヤックもそれに含まれる。記載したほうが良い。

(座長) どこにどのような表現かは任せるが、記述してほしい。

(事務局) 了解。

(小林委員) P15の、野営地での排泄の問題について、50メートル離れてと書いてあるが、知床の場合ハイマツの切れている限られた場所に排泄することになるだろう。トイレ道ができるとまずいのではないか。先端部地区では排泄、し尿については持ち帰るという方向のほうが私はいいと思う。最近行っていないので記憶違いかも知れないが、50メートルというと探し回るし、ハイマツが切れてないといけない。そこに道ができるということは想像できる。するとこの表現が良いかどうか。

(森林管理局) 洗濯も同じで、水場から50メートルということになっているが、実際容器を抱えて50メートルも歩くだろうか。

(知床財団) 洗濯をする人は殆どいないと思う。どうしてもするならばこうして下さい、ということで載せても良いのでは。トイレの関係で小林先生の心配はもっともだが、先端部地区は極めて低密度の利用しか認めないという前提。また、この計画の中では野営地を定めるということは基本的にしていない。もし定めるならばあり得るが、今回の案では計画していないので、排泄も分散利用されるのでは。その中で密度も低いことを考えると、持ち帰りまでは必要ないのでは。自分でもしたくない。

(小林委員) 芝生の上でもテントを1日張ると、かなりダメージを与える。芝生は高山植物と

比較すると強い。高山植物の上だともっとダメージがある。かなり強いコントロールがないと、集中してしまう。うまくバラけるか心配。利用圧が低いことは調査しないと分からないが、leave no trace と言っても年間に数パーティーでも跡が残ってしまう。できるだけコントロールしたほうが、指定地というほどではなくても何らかの管理があったほうが良い。少ないパーティー数でも影響はあると思う。

(森林管理局) 前段で持ち帰ることを推奨すると言っておきながら、後段では埋めることとするのは矛盾するのでは？

(事務局) 水場での洗濯については、こんなところまで行って洗濯することはないだろうが、洗顔や歯磨きはあり得る。その場合は水場から 50 メートルくらい離れたほうが良いだろうということ。携帯トイレのことは、携帯トイレの携行と紙の持ち帰りは原則的には推奨していきたいということ。しかしやむを得ない場合もあるだろう。その場合 P15 の 、 を考えてほしいということ。基本的には携帯トイレ、持ち帰りを推奨していきたいという内容。

(座長) 携帯トイレを推奨することわかっておいて、後段では使用済みの紙類は持ち帰るといふことにすれば矛盾はしないのではないか。洗濯についても、する人はいないのではないか。

(知床財団) タライを持って行ってまで洗濯する利用者はないだろう。

(座長) あまり細かく書かなくても良いのでは。根本的に洗濯はよせ、と言ったほうが良いのではないか。

(中易委員) 携帯トイレの表現でもあったが、原則はこうだとして例外の扱いはこうだという書き方のほうが良いのではないか。例えば P17 の沿岸利用に関する事項のことも複数で航行する場合は ~ と書かれているが、原則論をきちっと書いておいたほうが良い。漁業との軋轢回避では「~ すること」と書いてあり、心得なのできちっと書いてある。

心得の共通事項のところではじめに出てくるのが安全管理に関する事項。そして一般事項に来て、自然環境を保全するよというよな、基本計画での基本とするところが書かれている。一番最初に出てくるのが各論であって、最後に出てくるのが総論、ちょっとすわりが悪い感じがする。

(小林委員) P14 の騒音について教えてほしいのだが、ニュージーランドあたりでは遊覧飛行が騒音問題として取り上げられている。自然体験の質を壊すという。知床の場合、もしかしたら遠方から遊覧飛行で空から知床半島を見ることがあり得るかもしれない。今の自然公園法でそれが規制されていないのであれば、ここで一項目抑えることができないだろうか。船舶は陸上に近づきすぎて、野生動物への影響がある。飛行の場合はかなり低空が予想されるので、ここに書くことができないだろうか。

(事務局) 将来的には出てくるかも知れない。

(斜里町) 心得の表現について。基本論を記述して、あとは細かく書かないということもあるが、それでは現場で対応しにくい。現場のことを考えると基本は基本で整理して、想定する場合に 1 か 0 かではなく、もう 1 段階くらい想定する書き方でも良いのではないか。表現については適宜見直していくこととして、ここでは原則だけで

表現を終わらせないほうが良いのではないか。

- (座長) おっしゃるとおり。利用者に対して直接伝えなくてはならないものは、ある程度具体的に書くべき。ただし、それを全部というわけにもいかないのが、表現は考えてほしい。
- (事務局) 飛行機について。P8に航空機の低空飛行のことは書いてある。もう少し具体的に必要であれば考えていく。
- (網走森林管理署) エンジンを背負ったパラグライダーが羅臼岳周辺を飛び回っている。そういうものを規制できればと考えている。
- (事務局) 知床国立公園の陸域での離着陸はあらかじめ許可を得ないと禁止。ただし空から飛んでくるもので着陸をしないものについては、自然環境等への影響が懸念される場合は配慮を申し入れることになっている。趣旨は、自然環境等に影響を与える行為はしないしてほしいということ。パラグライダーも同じ扱いになる。
- (ガイド協議会) 今話題にしているのはモーターパラグライダーのことだと思う。航続距離が短いので先端部地区までは行けないと思う。仮に行けるとしたら相泊あたりからになる。パラグライダーは風船とかアドバルーンと同じで、航空機扱いにならない。大きい騒音が出るので、航空機として処理したほうが良い。
- (森林管理局) P16の山岳利用に関して、自らの判断でルートを選択するとあるが、判断すればどこでも良いのかという捉え方になるのではないか。例えば「既存の踏み分け道」とか「現在利用されている場所」といった表現にしてはどうか。
- (知床財団) 先端部地区においては、既存の踏み分け道が全くないわけではないが、基本的に道はない地区であり、この計画は、ルールを守って利用して下さいというもの。その場合自己責任が原則ということ。ここしかダメということになるとルート設定が必要になり、管理責任が生じてくる。また植生への影響も出てくる。かえって厄介になるのではないか。極めて利用密度を低くして、同じ場所を歩かせないことによって侵食を防ぐということもあるので、どこか決めなくてはいけないということではないと思う。
- (中易委員) わかりにくいので、取ってしまってはどうか。
- (座長) 非常に難しい。実際には頻繁に違うところを歩いているというわけではないだろう。
- (斜里町) ルートだけをどうするという問題でなく、先端部地区全体の扱いの問題だと思う。線を決めるのか決めないのか。歩きやすい場所というのは山の中でも集中するのでそこでの影響はあるだろうが、今の利用の実態でどの程度影響が出てくるかということは、野営場所など長期間滞在する場所でしかないのではないか。自らの判断でルート選択というのはバックカントリーの利用では当然のことではないか。またその技術も必要。しかし利用者の数によるのでそれはこれから調査が必要。沢登りなど沢の中では影響はそれほど多くないだろうが、上部の山頂までの道は踏み分けになってしまう。ただ現在はそれほど気にしなくても良いと思う。現実としては自らの判断でルートを選択するというのは安全性以外でも通じるのではないか。
- (森林管理局) よくやるのだが「自らの判断で適切なルートを選択」要するに安全確保をしると。

通常安全な道というのは皆が通るので安全ということになるが。

- (座長) 安全確保のことなので、これで良いのではないか。
- (座長) 道がないからしっかり自分の責任で～というのは親切ではある。
- (座長) 登山道は全くないと書いてあるので、まずこれを心得てもらわないと困る。その上でのことなので、ルートという言葉を使うべきではないのではないかと。ルートといっても道という意味ではない。適当な言葉がない。私も考えてみるが、今のところこのままにしておいて、より適切な表現があれば変えるということでご勘弁を。
- (中易委員) P16の魚釣りで、自家消費をする範囲内としているのに持ち帰らないことというのはどういうことか。
- (座長) その場で食べるということ。
- (中易委員) この文ではそういう風にとれない。
- (座長) 立ち入り期間内ということがあるので、そういうこと。採った魚を明日食べてはいけないということではない。
- (中易委員) 立ち入り期間内に力点があるということですね。P19の騒音で、基本的に行わないことというのはどう理解したらいいか。
- (事務局) ヒグマへの対応など、危険があっても拡声器を使わざるを得ない場合もあり得るということ。
- (座長) 船から見た場合、明らかに危険が迫っているが気付いていない場合など。
- (中易委員) 基本的という言葉がそう使うのであれば、基本的に心得というものは誰が見ても分かりやすくなくてはいけません。解説していただいて分かるようではいけない。見て分かる書き方にしてもらいたい。
- (座長) ここでは禁止、として、緊急の場合はこの限りではない、というほうが良い。
- (事務局) 了解。
- (森林管理局) P13の土石や植物を傷つけないこと、というのは前回表現を工夫することとしていなかったか。営巣木から300メートルに近付いてはならないというのは、前回の議論でこうなったのだと思うが、300メートルで良いかどうかは営巣木を知らない利用者は分からない。
- (座長) 分かっていたら近付かないだろうし、分からなかったらいるかいけないかも分からない。ここにそこまで書くのは不可能ではないか。分かっていた場合のこと。
- (知床財団) 具体的な数字を入れたほうが良いということで検討したが、気付かないと分からないということだが、現場としては明確じゃないと分かりづらい。具体的な指導やお願いがやり易いので、300メートルくらいなら問題ないだろうということ。
- (事務局) あくまでも営巣木を見つけた場合。
- (森林管理局) P20のHPの開設、提供は我々も入っているが、根釧東部森林管理署と知床森林センターも入れていただきたい。
- (事務局) 了解。
- (小林委員) P13の一般的事項を前に出したほうが良いという指摘があったが、私もそう思う。P14にもあるが、これは一番最初に述べるべきだと思う。さらにその一番始めにレクチャーを受けるということを入れるべきではないか。事前にしっかり聞きな

いということが一番先に書いたほうが良いのではないか。同じ情報を共有するという前提が重要。複数箇所あるのであれば、同時にリアルタイムの情報が要求されるということになる。

(ガイド協議会) これからもカヤックの焚き火問題は出てくる。知床の海岸線での焚き火の仕方というのをある程度でも認めるわけにはいかないと思うが、認めないということにしても現実にそぐわないことになると思う。

(座長) あるだろうが、焚き火の仕方までということは利用の仕方では矛盾する。緊急時は当人の問題。その時は良いなどと書かないほうが良い。

(ガイド協議会) 通常の焚き火に関しても似たような問題がある。

(座長) 通常の焚き火とは？

(ガイド協議会) カヤックで行って、海岸線で焚き火をする人。

(座長) それは良いとか悪いとか書けないのではないか。

(ガイド協議会) しかし現実とはかけ離れる。

(座長) だからといってそれは構わないということは書けない。

(ガイド協議会) こういう書き方しかないでしょうか？

一般的事項のほうで焚き火に関して記述されていて、カヤックに関しての事項では焚き火は書かれていない。

(事務局) 共通事項の安全管理、一般的事項はそれぞれ後に出てくる個別の事項に係ってくる。沿岸カヤック利用の事項と書いてあるが、当然最初の安全管理や一般事項が含まれてのカヤック利用になる。今言われたことについては国立公園の特別保護地区では許可がないとできないので、今の制度としてはできない。特別地域で法律上禁止されていないと、植生がある場所では行わないようにということ。

(羅臼町) 私が見ればウトロ側の海岸線ではダメということはわかるが、一般の人はわからない。非常に行政的で不親切な書き方。

(事務局) 確かに焚き火については問題がある。特別保護地区と植生地ではやめてほしい。それ以外では規制はない。特別地域になっている海岸線が羅臼側にあり、そこでは自由にして下さいとも取れる。そこについて具体的に書いたらどうか、というご意見だと思うが、時間が無い。改めて整理をさせていただきたい。今までの議論では法律上に規制がないところでは認めようというスタンスだが、その利用の仕方については議論をしていないので、必要であれば関係者で議論して次回報告したい。

(座長) では利用の心得案についてはここで打ち切って良いか。また何かあったら事務局に。修正の余地は十分にある。今も意見があったが分かり易いものにしないと、読み方によっていろいろに取れると問題がある。この中でどれも全部重要だが、これの全部を読んで覚えてくれる人ばかりではないだろうから、分かり易くするというのと、これだけは守ってほしいということを整理したらどうか。これは座長提案。

### (3) その他

#### 事務局説明

平成16年度グリーンワーカー事業で行った斜里側の観光船の海域利用と野生生物の影響調査概要等を説明。

【質疑応答】

(中易委員) この知床半島観光船事業者要請書案というのは、検討会議の名前で要請するという風に理解して良いか。

(事務局) そういうものも含めてご意見をいただきたい。

(中易委員) この検討会議というのは環境省の要請で知床半島の利用を検討するという事で設置されたもの。その検討会議が今回の事故を鑑みて、こういうことをやらないでくれという行動をするというのは会議の性格としていかがなものか。設置要綱を見てもどこでそういうことを言えるのかという感じがする。こういう要請は公園行政を担う環境省、地元市町村は当然担う部分があるが、この会議そのものが具体的な行動までは求められていないのではないか。

(座長) 要請書を出すなら環境省だと思う。ただし要請ではなく、警告といっても良いのではないか。個人的には検討会議で行っても良いと思うが、常設の会議ではないので警告などはできない。GPS でちゃんと分かっているのであれば船の名前も特定できるのでは？ 警告してもいいのでは？

(事務局) 当初、我々もこの検討会議は知床に関わる様々な関係者が関わった議論の場なので、座長の名前で出すのが良いのではないかと考えていたが、今ご意見をいただいたのでこちらで事業者に対してしっかり指導していきたい。環境省がどうこうではなく、適正な利用について議論していただく中でもこういう議論が出ているということを事業者伝えて、我々も見ているのだということをしっかり伝えていく。自覚を持って取り組んでもらいたいということを伝えていく。

(座長) 閉会。

(文責:事務局)